

インバウンド向けコト消費発掘・拡大事業実施業務 仕様書

1 目的

函館市における外国人宿泊者数は年々増加をしているが、一方で観光消費額は平成29年度の調査では前年度を下回ったところである。

外国人観光客の来函増加や滞在時間の延長等による観光消費額の増加のためには、地域が有する観光資源や観光事業者が持つ体験プログラムを活用した滞在コンテンツ、いわゆる“コト消費”の充実により、来函者の満足度を向上させ、消費額を底上げする必要がある。

本事業では、本市を「コト消費のまち」とブランディングして海外に売り込みを図ることを目的に、地域の観光資源や体験コンテンツをリサーチし、外国人観光客からのニーズが高いコンテンツについて受入体制サポート等によるブラッシュアップ後商品化を行い、あわせてOTAや旅行会社での販売チャンネルを設けるまでを一体化して整備することで、リピーターを含む外国人観光客の来函意欲を高め、更なる誘客促進、域内消費額の拡大を図る。

2 業務の名称

インバウンド向けコト消費発掘・拡大事業実施業務

3 業務の概要

(1) 業務期間

契約締結の日から令和2年（2020年）3月31日（火）まで

(2) 業務内容

ア データ等を活用した分析、コト消費コンテンツの発掘・洗い出し

(ア) 実施時期

9月中旬まで

(イ) 実施内容

- ・ 統計データをもとに、当市における外国人観光客の傾向・トレンド等や観光目的の潜在需要を分析する。
- ・ ホームページやパンフレット、現地視察・ヒアリングを通じ、既存の体験プログラムや新たな体験プログラムの候補になり得る観光資源について調査し、リスト化を行う。
- ・ 外国人観光客向けコト消費コンテンツ造成に向け、地域の観光事業者関係者や海外の旅行会社等へのヒアリングにより、現状把握やポテンシャル調査を実施する。

イ セミナー・ワークショップ開催

アの調査結果を踏まえ、外国人観光客誘致に興味をもつ事業者を対象として、インバウンドの動向やコト消費についての情報提供や、本事業に関する説明を行うセミナー・ワークショップを開催。関係者の意識醸成や事業者との連帯感、課題意識の共有を図る。

(ア) 実施時期：9月下旬

(イ) 人数：50名程度

(ウ) 開催回数：1回

(エ) 会場確保，講師派遣，開催周知，参加者募集等の手配全般

ウ コト消費コンテンツのブラッシュアップ・商品化

ア・イを経て得られた外国人観光客に訴求力のあるコト消費コンテンツについて、海外旅行会社や個人旅行者等へのヒアリング調査や体験プログラム提供事業者の言語対応・接客対応など外国人観光客向けの受入体制サポート等により商品のブラッシュアップを行い商品化する。

(ア) コト消費コンテンツは15施設30プラン以上造成する。(既存プログラムのブラッシュアップも可とする。)

(イ) 造成するコンテンツについては、市と協議する。

(ウ) ブラッシュアップに当たって、翻訳費用等の実費経費についてコンテンツ提供事業者に一定の費用負担を求めることとする。

(エ) 実施時期：10月～2月

エ コト消費コンテンツの販売支援

ウで商品化したコンテンツをOTA（外国語(少なくとも英語・簡体字・繁体字)に対応し、予約・決済がワンストップで完結するもの)で販売する。

当該サイトは、当市公式観光情報サイト「Travel Hakodate」とリンク用バナー等での連携を許可することとする。

(ア) 実施時期

コンテンツ商品化後順次掲載，2月末までに商品化したすべてのコンテンツを掲載完了する。

(イ) 販売期間

2023年3月31日まで販売を継続する。

(ウ) 当該サイトへの商品掲載費，ランニングコスト等は受託者の負担とする。

オ コト消費コンテンツの情報発信

広告等を活用した効果的な情報発信により、コト消費コンテンツの認知度向上と販売促進を図る。

カ コト消費コンテンツの販路拡大

海外OTAや旅行会社、市内ホテル・ゲストハウス等宿泊施設に対し、メールマガジン等の配信により、エの体験予約サイト販売促進のためのプロモーションを行う。

(ア) 対象事業者数

- ・ 海外OTA・旅行会社 15社程度
- ・ ホテル・ゲストハウス等宿泊施設訪問 40～50施設程度（東京・大阪など）
- ・ 海外旅行会社へのメールマガジン等の配信 5回程度

キ コト消費コンテンツのPRツール作成

海外の旅行博等において現地一般旅行者向けに商品化したコンテンツや販売サイトの紹介ができるリーフレットを作成すること。

(ア) 言語・部数：英語 10,000部、簡体字 5,000部、繁体字 5,000部

(イ) 納期：3月末

(ウ) 仕様

- ・ (ア)の言語のほか、日本語のAIデータおよびPDFデータを電子媒体により納品する。
- ・ 制作したリーフレット等の著作権は発注者に帰属する。

ク 報告書・成果物の提出

ア～キの業務内容を集約し、分析したものを報告書として取りまとめ、2020年3月31日までに、書面およびデータで市に提出すること。

※ 記載必要事項

(ア) アで実施したデータ分析、コト消費コンテンツの発掘・洗い出しの成果

(イ) イで開催したセミナー・ワークショップの開催内容、参集実績等の成果

(ウ) ウで造成したコト消費コンテンツの一覧

(エ) エの販売実績および分析

(オ) オで掲載したOTAの仕様

(カ) カで実施した情報発信の実績および成果

- (キ) カで実施した販路拡大の実績および成果
- (ク) キで制作したPRツールの仕様および内容
- (ケ) 予約サイトのアクセス状況および販売データを基にした本事業の成果および効果の分析

ケ その他

その他，業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし，当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は，別途業務主体と協議の上，決定することとする。

4 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり，疑義が生じた場合は委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務遂行にあたり，必要がある場合は相互調整のため打合せを行うものとする。
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ，資料，計画等の内容については，外部に漏洩しないこと。